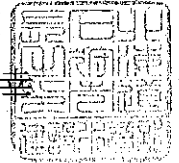


石建総第548-2号  
令和2年2月4日

石狩市都市計画審議会  
会長 岡本 浩一 様

石狩市長 加藤 龍幸



### 石狩市都市整備骨格方針の策定について（諮問）

下記案件について、都市計画法第18条の2第1項の基本方針及び都市緑地法第4条第1項の基本計画について都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、並びに都市再生特別措置法第81条第1項の立地適正化計画について同法条第17項の規定に基づき、諮問します。

記

諮問案件

#### 【石狩市決定】

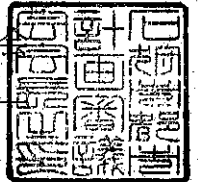
石狩市都市整備骨格方針（案）について

以上

石都審第 8 号  
令和2年2月17日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市都市計画審議  
会長 岡本 浩



石狩市都市整備骨格方針（案）について（答申）

令和2年2月4日付け石建総第548-2号にて本審議会に付議された「石狩市都市整備骨格方針（案）」について、審議の結果、妥当であると認め答申いたします。

今後においては、本方針の趣旨を十分踏まえ、関連計画における具体の施策を進められることを要望いたします。

なお、本方針について市民の理解がより深まるよう、別紙のとおり修正を求めます。

## 【別紙】

### (修正事項)

1. 第2章「都市計画マスタープラン」の「第1節 土地利用の方針」における「都市機能ゾーン」のサブタイトルについて、「情報推進・生産物流」検討地区では「都市居住」を、都市居住検討地区では「エネルギー」及び「生産物流」をそれぞれ削除する。
2. 同章「第4節 景観形成の方針」の「景観形成のための学習とルールづくり」について、取り組みの具体的な項目を追記する。
3. 第3章「立地適正化計画」の「成果目標について」のうち、「①居住誘導区域内人口の維持」の目標値について、算出方法の説明を補足する。
4. 第4章「緑の基本計画」の「緑」の表記について、漢字と平仮名が混在していることから統一を図る。
5. 同章において、森林、農用地が市域内のどこに分布しているか分かる図を作成する。
6. 本方針の策定を踏まえ、今後取り組まれる具体の個別計画を明示する。